



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 8 月 1 日 (月曜日) 第 2307 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則…………… (蛸・鱸・敷・藤) 1
- 補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1
- 温泉法施行細則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 2

### 告 示

- 自衛官候補生として採用する自衛官の募集期間等…………… (危機管理課) 16

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 16
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地の変更…………… ( “ ) 17
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止…………… ( “ ) 18
- 県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (自然環境課) 18

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (蛸・鱸・敷・藤) 22
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (4 件) …… (農村整備課) 22

## 規 則

宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第29号

#### 宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県男女共同参画センター管理規則 (平成13年宮崎県規則第71号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用の制限) 第 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。 (1)・(2) [略] (3) [略]	(利用の制限) 第 4 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。 (1)・(2) [略] <u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下この号において「暴力団」という。) 若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</u> (4) [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第30号

#### 補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則

補助金等の交付に関する規則 (昭和39年宮崎県規則第49号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(補助金等の交付の決定) 第 4 条 [略]</p> <p>(補助金等の交付の条件) 第 5 条 知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。</p> <p>(補助金等の交付の決定の取消し) 第 17 条 知事は、補助事業者が第 10 条の規定に違反したとき、又は補助金等を間接の財源とする事務若しくは事業を行なう者が第 6 条の規定により付された条件に違反したときは、補助事業者に対し、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>2・3 [略] (加算金及び延滞金) 第 19 条 補助事業者は、第 17 条の規定による処分（補助事業者が第 10 条の規定に違反したときのものに限る。）に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>レビ</sup>の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した加算金を県に納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(補助金等の交付の決定) 第 4 条 [略] (補助金等の交付の除外) 第 4 条の 2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員</p> <p>(3) 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(補助金等の交付の条件) 第 5 条 知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するため、又は暴力団を利することとならないようにするために必要な条件を付することができる。</p> <p>(補助金等の交付の決定の取消し) 第 17 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 補助事業者が第 4 条の 2 各号のいずれかに該当することが判明したとき。</p> <p>(2) 補助事業者が第 10 条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 補助金等を間接の財源とする事務又は事業を行う者が第 6 条の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2・3 [略] (加算金及び延滞金) 第 19 条 補助事業者は、第 17 条の規定による処分（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するときのものに限る。）に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>レビ</sup>の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した加算金を県に納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第 31 号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成 14 年宮崎県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(有効期間の更新の申請書) 第 3 条 省令第 2 条の申請書は、<u>土地掘削（増掘・動力装置）許可有効期間更新申請書</u>（別記様式第 2 号）によるものとする。</p> <p>(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請</p>	<p>(有効期間の更新の申請書) 第 3 条 省令第 2 条の申請書は、<u>温泉掘削（増掘・動力装置）許可有効期間更新申請書</u>（別記様式第 2 号）によるものとする。</p> <p>(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請</p>

書)

第4条 省令第3条第1項の申請書は、合併(分割)に係る土地掘削(増掘・動力装置)事業承継承認申請書(別記様式第3号)によるものとする。

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請書)

第5条 省令第4条第1項の申請書は、相続に係る土地掘削(増掘・動力装置)事業承継承認申請書(別記様式第4号)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第8条の3 省令第6条の4第1項の申請書は、合併(分割)に係る温泉採取事業承継承認申請書(別記様式第9号の3)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第8条の4 省令第6条の5第1項の申請書は、相続に係る温泉採取事業承継承認申請書(別記様式第9号の4)によるものとする。

(確認を受けた者の地位の承継の届出書)

第8条の6 省令第6条の8第1項の届出書は、可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位承継届出書(別記様式第9号の6)によるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第10条 省令第8条第1項の申請書は、合併(分割)に係る温泉利用事業承継承認申請書(別記様式第11号)によるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第11条 省令第9条第1項の申請書は、相続に係る温泉利用事業承継承認申請書(別記様式第12号)によるものとする。

(温泉成分分析を行う施設の登録の申請書)

第15条 法第19条第2項の申請書は、温泉成分分析を行う施設登録申請書(別記様式第16号)によるものとする。

(登録事項の変更の届出書)

第16条 省令第15条第1項の届出書は、登録事項変更届出書(別記様式第17号)によるものとする。

別記様式第2号から別記様式第4号までを次のように改める。

書)

第4条 省令第3条第1項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継承認申請書(別記様式第3号)によるものとする。

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請書)

第5条 省令第4条第1項の申請書は、相続に係る温泉掘削(増掘・動力装置)許可承継承認申請書(別記様式第4号)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第8条の3 省令第6条の4第1項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉採取許可承継承認申請書(別記様式第9号の3)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第8条の4 省令第6条の5第1項の申請書は、相続に係る温泉採取許可承継承認申請書(別記様式第9号の4)によるものとする。

(確認を受けた者の地位の承継の届出書)

第8条の6 省令第6条の8第1項の届出書は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出書(別記様式第9号の6)によるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第10条 省令第8条第1項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉利用許可承継承認申請書(別記様式第11号)によるものとする。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第11条 省令第9条第1項の申請書は、相続に係る温泉利用許可承継承認申請書(別記様式第12号)によるものとする。

(温泉成分分析を行う施設の登録の申請書)

第15条 法第19条第2項の申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(別記様式第16号)によるものとする。

(登録事項の変更の届出書)

第16条 省令第15条第1項の届出書は、温泉成分分析機関登録事項変更届出書(別記様式第17号)によるものとする。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

温泉掘削 (増掘・動力装置) 許可有効期間更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( - - )

下記の許可について有効期間の更新をしたいので、温泉法第 5 条第 2 項 (同法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により申請します。

記

許 可 の 別	土地の掘削の許可	増掘の許可	動力装置の許可
許可を受けた日 及び許可番号	年 月 日 ( 第 号 )		
掘削許可等に係る 工事に係る土地の 所在、地番及び地目	土地の所在 及び地番		地目
更新を必要とする理由			
更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

注 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 3 号（第 4 条関係）

## 法人の合併又は分割に係る温泉掘削（増掘・動力装置）許可承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称 印  
 代表者の氏名  
 電話番号（ — — ）

下記の許可について地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第 6 条第 1 項（同法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

消滅する法人 又は分割前の法人	主たる事務所 の所在地			
	名 称			
	代表者の氏名			
存続する法人若しくは 設立される法人又は 事業を承継する法人	主たる事務所 の所在地			
	名 称			
	代表者の氏名			
許 可 の 別	土地の掘削の許可	増掘の許可	動力装置の許可	
許可を受けた日 及び許可番号	年 月 日（ 第 号 ）			
掘削許可等に係る 工事に係る土地の 所在、地番及び地目	土地の所在 及び地番		地目	
合併又は分割の予定日	年 月 日			
備 考				

添付書類 1. 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し  
 2. 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

相続に係る温泉掘削 (増掘・動力装置) 許可承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号 (      -      -      )

下記の許可について地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第 7 条第 1 項 (同法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により申請します。

記

被相続人との続柄				
被 相 続 人 の 氏 名 及 び 住 所	氏 名			
	住 所			
許 可 の 別	土地の掘削の許可	増掘の許可	動力装置の許可	
許 可 を 受 け た 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 (      第      号      )			
掘削許可等に係る 工事に係る土地の 所在、地番及び地目	土地の所在 及 び 地 番		地目	
相 続 開 始 の 日	年 月 日			
備 考				

- 添付書類
1. 戸籍謄本
  2. 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
  3. 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 9 号の 3 及び別記様式第 9 号の 4 を次のように改める。

様式第 9 号の 3（第 8 条の 3 関係）

### 法人の合併又は分割に係る温泉採取許可承継承認申請書

宮崎県知事 殿 年 月 日

申請者 主たる事務所の所在地  
名称 印  
代表者の氏名  
電話番号（ — — ）

下記のとおり温泉採取許可の地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の3第1項の規定により申請します。

記

消滅する法人 又は分割前の法人	主たる事務所 の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
存続する法人若しくは 設立される法人又は 事業を承継する法人	主たる事務所 の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可を受けた日 及び許可番号	年 月 日（ 第 号 ）	
温泉の採取の場所		
合併又は分割の予定日	年 月 日	
備 考		

- 添付書類 1. 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し  
2. 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 9 号の 4 (第 8 条の 4 関係)

## 相続に係る温泉採取許可承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号 (      -      -      ) 印

下記のとおり温泉採取許可の地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第14条の4第1項の規定により申請します。

## 記

被相続人との続柄		
被 相 続 人 の 氏 名 及 び 住 所	氏 名	
	住 所	
許可を受けた日 及び許可番号	年 月 日 (      第      号      )	
温泉の採取の場所		
相続開始の日	年 月 日	
備 考		

- 添付書類
1. 戸籍謄本
  2. 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
  3. 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第9号の6を次のように改める。

様式第9号の6 (第8条の6関係)

### 可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出書

宮崎県知事 殿 年 月 日

届出者 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 ( - - )

下記のとおり可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により届け出ます。

#### 記

確認を受けた者	住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
地位の承継をした者	住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
確認を受けた日 及び番号	年 月 日 ( 第 号 )	
温泉の採取の場所		
地位を承継した日	年 月 日	
備 考		

- 添付書類
1. 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し
  2. 相続の場合にあつては、次に掲げる書類
    - ・ 戸籍謄本
    - ・ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
  3. 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 9 号の 8 を次のように改める。

様式第 9 号の 8 (第 8 条の 8 関係)

温泉採取事業廃止届出書

宮崎県知事 殿 年 月 日

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印  
 電話番号 ( - - )

下記のとおり温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の8第1項の規定により届け出ます。

記

温泉採取許可又は可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた日及び番号	年 月 日 ( 第 号 )
温泉の採取の場所	
温泉の採取の事業の廃止の日	年 月 日
温泉採取許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況	
備 考	

添付書類 温泉採取許可を受けた者にあつては、次の書類  
 1. 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面  
 2. 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第11号及び別記様式第12号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

## 法人の合併又は分割に係る温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名  
 電話番号（      —      —      ）

印

下記のとおり合併（分割）に係る温泉の利用の事業の承継について承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により申請します。

記

消滅する法人 又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
存続する法人若しくは 設立される法人又は 事業を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可を受けた日 及び許可番号	年 月 日（      第      号      ）	
温泉を公共の浴用又は 飲用に供する施設の 場所、名称及び業種	場 所	
	名 称	
	業 種	
浴用・飲用の別	浴用	飲用
合併又は分割の予定日	年 月 日	
備 考		

- 添付書類 1. 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し  
 2. 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第12号 (第11条関係)

相続に係る温泉利用許可承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号 (      -      -      ) 印

下記のとおり相続に係る温泉の利用の事業の承継について承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規定により申請します。

記

被相続人との続柄		
被 相 続 人 の 氏 名 及 び 住 所	氏 名	
	住 所	
許 可 を 受 け た 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 (      第      号      )	
温泉を公共の浴用又は 飲用に供する施設の 場所、名称及び業種	場 所	
	名 称	
	業 種	
浴 用 ・ 飲 用 の 別	浴用	飲用
相 続 開 始 の 日	年 月 日	
備 考		

- 添付書類
1. 戸籍謄本
  2. 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
  3. 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第16号から別記様式第18号までを次のように改める。

様式第16号（第15条関係）

### 温泉成分分析機関登録申請書

宮崎県知事 殿 年 月 日

申請者 住所  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 (        -        -        )

下記のとおり温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第2項の規定により申請します。

#### 記

分析施設の名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	
温泉成分分析に使用する 器具、機械又は装置 の名称及び性能		
分析責任者の氏名		
温泉成分分析の業務に 関し分析責任者が 有する資格		
分析責任者の温泉成分 分析に関する経験 及び研究成果の概要		
その他参考と なるべき事項		

- 添付書類
1. 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  2. 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
  3. 分析施設の見取図
  4. 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
  5. 申請者が温泉法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面
  6. その他知事が必要と認める書類

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第17号 (第16条関係)

## 温泉成分分析機関登録事項変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印  
 電話番号 ( - - )

下記のとおり温泉分析機関の登録事項を変更したので、温泉法第20条の規定により届け出ます。

## 記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
変 更 の 内 容	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第18号（第17条関係）

## 温泉成分分析業務廃止届出書

宮崎県知事 殿 年 月 日

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( - - )

下記のとおり温泉成分分析の業務を廃止したので、温泉法第21条第1項の規定により届け出ます。

## 記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃 止 の 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の温泉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

**告 示**

**宮崎県告示第 643号**

自衛隊法施行令(昭和29年政令第 179号)第 114条、第 117条第 1 項及び第 118条に規定する自衛官候補生として採用する自衛官の平成23年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

募 集 種 別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生(男子)	平成23年 8 月 1 日 から同年 9 月 9 日 まで  ※年間を通じて受付を行っているが、文部科学省及び厚生労働省から示された期日で平成24年 3 月 高等学校卒業予定	(筆記試験) 平成23年 9 月17日	宮崎市	宮崎第一生命ビルディング新館	自衛隊宮崎地方協力本部電話 0985 (53) 2643
			都城市	南九州大学	
			延岡市	延岡市中小企業振興センター	
			日南市	日南市保健福祉総合センター	
			小林市	J A 小林	
			西都市	西都市コミュニティセンター	

者又は中等教育学校卒業予定者の受付けは、上記のとおりである。	平成23年 9 月19日 から22日 までのうち指定する日	(口述試験及び身体検査)	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		平成23年 9 月25日 及び26日 のうち指定する日	新富町	航空自衛隊新田原基地
			都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
自衛官候補生(女子)	平成23年 8 月 1 日 から同年 9 月 9 日 まで	(筆記試験)	都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		平成23年 9 月25日 及び26日 のうち指定する日	新富町	航空自衛隊新田原基地
			都城市	陸上自衛隊都城駐屯地
		(口述試験及び身体検査)	新富町	航空自衛隊新田原基地
			都城市	陸上自衛隊都城駐屯地

**宮崎県告示第 644号**

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200514	障害者自立支援センターどりーむわーくす	宮崎県都城市乙房町23 72番地 1	社会福祉法人奨禮会	宮崎県都城市乙房町21 91番地 3	平成23年 4 月 1 日	生活介護
4510300231	すまいる作業所	宮崎県延岡市川島町27 33番地 1	特定非営利活動法人すまいる	宮崎県延岡市川島町27 33番地 1	平成23年 4 月 1 日	自立訓練(生活訓練)
4510300439	生活介護事業所ふうせん	宮崎県延岡市桜園町 1 57番地 1	特定非営利活動法人つくしんぼ	宮崎県延岡市桜園町 1 57番地 1	平成23年 4 月 1 日	生活介護
4510300447	障害福祉サービス事業所のぞみ園	宮崎県延岡市大武町52 95番地	社会福祉法人愛育福祉会	宮崎県延岡市大武町53 34番地	平成23年 4 月 1 日	生活介護、就労継続支援B型
4510300454	障害者支援施設清松園やわらぎの里	宮崎県延岡市大武町53 34番地	社会福祉法人愛育福祉会	宮崎県延岡市大武町53 34番地	平成23年 4 月 1 日	生活介護、施設入所支援

4520500176	日章野菊の里ケアホーム	宮崎県小林市細野2778番地1	社会福祉法人日章福祉会	宮崎県宮崎市江平町1丁目3番地8	平成23年4月1日	共同生活介護、共同生活援助
4520500184	グループホーム・ケアホームちろりん	宮崎県小林市細野3028番地29	特定医療法人浩然会	宮崎県小林市水流迫852番地1	平成23年4月1日	共同生活介護、共同生活援助
4510600291	就労継続支援B型事業所さきがけくらぶ	宮崎県日向市大字日知屋3389番地48	一般社団法人 福丸縁	宮崎県日向市大字日知屋3389番地48	平成23年4月1日	就労継続支援B型
4510600309	ニチイケアセンター日向	宮崎県日向市原町4丁目1番16号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	平成23年4月1日	居宅介護、重度訪問介護
4510600317	障害福祉サービス事業所中心の里作業所	宮崎県日向市美々津町5627番地98	社会福祉法人 中心の里	宮崎県日向市美々津町5627番地98	平成23年4月1日	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型
4510800073	障害者支援施設うからの里	宮崎県西都市大字右松3292番地33	社会福祉法人晴陽会	宮崎県西都市大字右松3292番地33	平成23年4月1日	生活介護、施設入所支援
4511900013	障害者支援施設エデンの園	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地5	社会福祉法人エデンの園	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地5	平成23年4月1日	生活介護、施設入所支援
4511910061	天領の杜	宮崎県東諸県郡国富町大字竹田字内防坂793番地	社会福祉法人まほろば福祉会	宮崎県宮崎市跡江525番地	平成23年4月1日	居宅介護、重度訪問介護
4511910087	エデンの園ふれあい	宮崎県東諸県郡国富町本庄1741番地1	社会福祉法人エデンの園	宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田2621番地5	平成23年4月1日	生活介護
4512010036	障害者支援施設あゆみの里	宮崎県児湯郡新富町大字上富田4726番1	社会福祉法人望洋会	宮崎県児湯郡新富町大字上富田4726番1	平成23年4月1日	生活介護、施設入所支援、就労移行支援
4512050115	あゆみの里	宮崎県児湯郡新富町大字上富田4726番1	社会福祉法人望洋会	宮崎県児湯郡新富町大字上富田4726番1	平成23年4月1日	就労継続支援B型
4512050123	セサミ・ファーム	宮崎県児湯郡新富町大字新田字楠木迫18797番地12	社会福祉法人明和会	宮崎県児湯郡新富町大字新田字楠木迫18797番地12	平成23年4月1日	生活介護、就労移行、就労継続支援B型
4512220049	一步	宮崎県西臼杵郡高千穂町上野2番地1	特定非営利活動法人一步会	宮崎県西臼杵郡高千穂町下野1433番地	平成23年4月1日	生活介護
4510300140	障害者支援施設はまゆう園	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地35	社会福祉法人高和会	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地35	平成23年6月1日	生活介護、施設入所支援
4510300462	はまゆう園多機能型事業所	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地35	社会福祉法人高和会	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地35	平成23年6月1日	生活介護、就労継続支援B型
4510600325	障害者支援施設白浜学園	宮崎県日向市財光寺1565番地2	社会福祉法人浩和会	宮崎県日向市財光寺1565番地2	平成23年6月1日	生活介護、施設入所支援
4512140080	白浜学園門川事業所	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町4丁目6番地6	社会福祉法人浩和会	宮崎県日向市財光寺1565番地2	平成23年6月1日	生活介護
4510700109	ヘルパーステーション稲の穂	宮崎県串間市大字西方6727番1	株式会社ライフサポート	宮崎県串間市大字西方3912番1	平成23年6月1日	居宅介護、重度訪問介護

## 宮崎県告示第 645号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地の変更にっ

いて次のとおり届出があった。

平成23年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		名称及び所在地		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	
4512100043	門川さくらんぼ保育園	宮崎県東臼杵郡門川町上町2丁目24番地	特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番1号	宮崎県東臼杵郡門川町上町2丁目24番地	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番1号	平成23年4月1日
4512050107	西都・児湯児	宮崎県児湯郡木城町	特定非営利活	宮崎県児湯郡木城町	木城児童デイサ	西都・児湯児童	平成23年

童デイサービス子ども発達療育センターはぐはぐ	石河内 788番地11	動法人ふあむ・ふぁーむ	石河内 788番地11	ービス子ども発達療育センターはぐはぐ	デイサービス子ども発達療育センターはぐはぐ	5月1日
------------------------	-------------	-------------	-------------	--------------------	-----------------------	------

宮崎県告示第 646号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200068	企業組合居宅サービス大地	宮崎県都城市上水流町1182番地 8	企業組合居宅サービス大地	宮崎県都城市上水流町1182番地 8	平成23年 4 月30日	居宅介護、重度訪問介護

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 647号

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（平成21年宮崎県告示第 409号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（競争入札参加者の資格）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>（資格の認定の取消し）</p> <p>第10条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第3条第3項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（競争入札参加者の資格）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる者</u></p> <p>（資格の認定の取消し）</p> <p>第10条 知事は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第3条第3項第1号、第2号又は第7号に該当するに至ったとき。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

別記様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 5 条関係）

## 経営規模等総括表

フリガナ 商号又は名称					事業者区分 (該当に○)	・法人 ・個人	
所在地		〒					
経営者等の一覧 (注2)	代表者	職名		性別		資格区分 (該当に○)	・森林組合 ・森林組合連合会 ・認定林業事業体(注1)
		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		
	その他	職名		性別		建設業に係る許可 (該当に○)	・有り ・無し
		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		
		職名		性別			
		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		
		職名		性別			
		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		
		職名		性別			
		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日		

(注1) 認定林業事業体とは、県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（以下「資格等要綱」という。）第3条第2項第1号のイに該当する者をいう。

(注2) 経営者等の一覧には、法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者を記入し、必要に応じて欄を追加すること。

(営業年数等)

創業年月日	休業又は転(廃)業の期間	現組織への変更	営業年数
年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	年

(従業員の内訳)

単位：人

従業員の内訳	通年雇用	臨時雇用		計
		年間6月以上	年間6月未満	
技術職員				
うち森林整備業務の専門技術者				
現場作業職員（技術職員を除く）				
うち森林整備業務の現場作業職員				
事務職員、その他				
計				

(資格等要綱第3条第2項の要件を満たす従業員)

単位：人

区分	通年雇用	うち資格等要綱第3条第2項の要件を満たす者
うち森林整備業務の現場作業職員を兼ねる者 (B)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を除く） (C)		
森林整備業務の現場作業職員（専門技術者を含む） (B)+(C)		

(森林整備業務の専門技術者、現場作業職員が保有する資格等)

単位：人

資格・免許等		専門技術者	現場作業職員 (専門技術者を除く)	計	備考
資格要件	伐木等の業務に係る特別教育修了者				
	刈払機作業従事者安全衛生教育修了者				
その他の資格等	林業架線作業主任者免許保持者				
	はい作業主任者技能講習修了者				
	玉かけ技能講習修了者				
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者				
	移動式クレーン運転士免許保持者				
	機械集材装置運転業務の特別教育修了者				
	フォークリフト運転技能講習修了者				
	車両系建設機械の運転技能講習修了者				
	地山の掘削作業主任者技能講習修了者				

(林業機械保有台数)

単位：台

機 械 名	台 数	機 械 名	台 数
チェンソー	( )	トラック・ホイールクレーン等 (運材機能なし)	( )
刈払機 (携帯式)	( )	クレーン付きトラック (運材機能あり)	( )
動力枝打機 (自動木登り式、背負い式その他)	( )	グラップルローダ作業車 (運材機能なし)	( )
索道 (重力式、動力式)	( )	グラップルローダ付きトラック (運材機能あり)	( )
集材機 (大型・小型)	( )	フェラーバンチャ	( )
モノケーブル (ジグザク集材施設)	( )	スキッド	( )
リモコンウインチ (リモコン・ラジコンによる可搬式木寄せ機)	( )	プロセッサ	( )
自走式搬機	( )	ハーベスタ	( )
モノレール (懸垂式含む)	( )	フォワーダ	( )
運材車 (動力20ps未満)	( )	タワーヤーダ	( )
運材車 (動力20ps以上)	( )	スイングヤーダ	( )
ホイールタイプトラクタ	( )	グラップルソー	( )
クローラタイプトラクタ	( )	トラクタショベル	( )
フォークリフト	( )	ブルドーザ	( )
フォークローダ	( )	バックホウ (0.6m3以上)	( )
樹木粉砕機	( )	バックホウ (0.6m3未満)	( )

自社 (自己) 所有は裸書き、リースを ( ) 外書きで記載すること。

## (財務状況)

損益計算書		前事業年度		前々事業年度		2期平均	
		年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日		
決算期別総売上高		千円		千円		千円	
うち 森林 整備 業務 売上 高	地ごしらえ 植 栽 小 計	ha	千円	ha	千円	ha	千円
	下刈り 枝打ち つる切り 小 計	ha	千円	ha	千円	ha	千円
	除間伐 本数調整伐 小 計	ha	千円	ha	千円	ha	千円
	作業道 歩 道 防護柵 防風垣 その他附帯作業 小 計	m	千円	m	千円	m	千円
	計		千円		千円		千円
事業総利益		千円		千円		千円	
事業利益		千円		千円		千円	
経常利益		千円		千円		千円	
税引前当期純利益		千円		千円		千円	
当期末処分剰余金		千円		千円		千円	

貸借対照表		前事業年度		前々事業年度		2期平均	
		年 月 日～	年 月 日	年 月 日～	年 月 日		
資 産 の 部	流動資産計	千円		千円		千円	
	固定資産計	千円		千円		千円	
	繰延資産計	千円		千円		千円	
資産合計		千円		千円		千円	
負 債 の 部	流動負債計	千円		千円		千円	
	固定負債計	千円		千円		千円	
	負債合計	千円		千円		千円	
純 資 産 の 部	資本金	千円		千円		千円	
	剰余金(準備金・積立金等)	千円		千円		千円	
	当期末処分剰余金	千円		千円		千円	
	純資産合計	千円		千円		千円	
負債・純資産合計		千円		千円		千円	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年7月21日	特定非営利活動法人日向市障害者団体連絡協議会	甲斐 ひろみ	宮崎県日向市上町9189番地1	この法人は、障がいのある人々等に対して、日本国憲法で保障された権利を享受し、すべてのライフステージにおいてその人らしい生活が営まれる活動に関する事業を行い、もって地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上方土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地 2
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	木牟礼 重 久	えびの市大字原田19番地

理 事	横 山 忠 史	えびの市大字原田2210番地
理 事	松 元 丈 男	えびの市大字原田2605番地 1
理 事	岩 崎 裕 一	えびの市大字杉水流 738番地
理 事	奥 松 末 芳	えびの市大字原田1323番地口
理 事	下 原 利 治	えびの市大字原田2697番地 4
監 事	堀 紘一郎	えびの市大字上江 294番地
監 事	宮 野 郁 二	えびの市大字杉水流 704番地
監 事	朝 留 吉 秀	えびの市大字原田3614番地 3

(任期：平成25年4月6日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	市 来 洋一郎	えびの市大字原田3821番地
理 事	出 口 義 信	えびの市大字坂元 162番地 2
理 事	梅 木 敦 宏	えびの市大字杉水流 508-イ-乙-1
理 事	眞 方 繁 光	えびの市大字大河平1842番地
理 事	谷 口 道 春	えびの市大字大河平1565番地
理 事	宮 崎 静 平	えびの市大字杉水流 198番地 5
理 事	岡 園 信 夫	えびの市大字原田3024番地
理 事	東 田 信 一	えびの市大字上江 157番地 6
理 事	角 井 幸 治	えびの市大字原田2088番地
理 事	大平落 登	えびの市大字原田1325番地 6
理 事	大木場 和 年	えびの市大字原田1972番地
理 事	川 野 篤 男	えびの市大字前田 135番地 2
理 事	木牟礼 重 久	えびの市大字原田19番地
監 事	西 田 政 明	えびの市大字上江 197番地
監 事	上 野 哲 二	えびの市大字杉水流 861番地

監 事	上 森 正 人	えびの市大字原田3965番地
-----	---------	----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大河平土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	溝 口 順 昭	えびの市大字大河平2402番地
理 事	的 場 美智明	えびの市大字大河平2709番地
理 事	栗 屋 和 徳	えびの市大字大河平2546番地
理 事	春 口 悟	えびの市大字大河平3547番地 1
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2
監 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1

(任期：平成25年 5 月 9 日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 中 雄 策	えびの市大字大河平2317番地
理 事	平 岡 和 政	えびの市大字大河平3498番地
理 事	佐 藤 正一郎	えびの市大字大河平2547番地
理 事	木 下 喜 一	えびの市大字大河平2827番地 3
理 事	溝 口 順 昭	えびの市大字大河平2402番地
監 事	溝 口 嘉 秀	えびの市大字大河平2402番地 1
監 事	吐 師 伸次郎	えびの市大字原田 166番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、堂本土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理 事	高 牟 禮 宏 邦	えびの市大字浦 902番地
-----	-----------	---------------

(任期：平成26年 4 月10日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	阿 多 義 一	えびの市大字浦1444番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上江土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 蔵 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	田 中 徳 明	えびの市大字上江2091番地 3
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1
理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地
理 事	瀬 口 喜三雄	えびの市大字上江1027番地 5
理 事	荒 木 正 一	えびの市大字上江1139番地15
理 事	川 邊 利 美	えびの市大字上江1457番地 6
理 事	大内田 清 春	えびの市大字今西 441番地18
監 事	外 屋 伸 彦	えびの市大字今西 303番地
監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	角 井 一 郎	えびの市大字上江 628番地

(任期：平成25年 4 月23日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	東 蔵 安 美	えびの市大字上江1924番地 3
理 事	和 田 一 郎	えびの市大字上江1456番地
理 事	上 野 昭 雄	えびの市大字上江 605番地 1
理 事	大木場 徳 雄	えびの市大字原田2279番地

理 事	瀬 口 喜三雄	えびの市大字上江1027番地 5
理 事	荒 木 正 一	えびの市大字上江1139番地15
理 事	田 中 徳 明	えびの市大字上江2091番地 3
理 事	外 屋 幸 一	えびの市大字今西 626番地 1
監 事	外 屋 伸 彦	えびの市大字今西 303番地
監 事	園 田 軍 志	えびの市大字上江1563番地
監 事	宮 前 康 男	えびの市大字上江 655番地イ